



2021年8月24日

各 位

会社名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 都並 清史
(コード番号：6335 東証第1部)
問合せ先 総務部長 中野 実
(TEL：03-3451-8591)

(開示事項の経過) アジアインベストメントファンド株式会社らによる 当社株式の追加取得に関するお知らせ

2021年8月19日付「アジアインベストメントファンド株式会社らによる当社株式の追加取得に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、アジアインベストメントファンド株式会社（以下「アジアインベストメントファンド」といいます。）が2021年8月18日に提出した大量保有報告書の変更報告書 No.7によれば、本対応方針が導入された同月6日の翌日以降、アジアインベストメントファンド及びアジア開発キャピタル株式会社（以下「アジア開発キャピタル」といい、アジアインベストメントファンド及びアジア開発キャピタルを合わせて「アジアインベストメントファンドら」といいます。）は、当社株式を同月10日に18,000株、同月11日に48,300株買い集めていることが判明しております（以下「本追加取得」といいます。）。アジアインベストメントファンドらは、本追加取得に関して当社への連絡を行っておらず、本対応方針に基づく意向表明書の提出も行われていないことから、本追加取得は、本対応方針上の手続を遵守することなく行われたものであり、本追加取得に関する当社としての対応につきまして、当社としては、アジアインベストメントファンドらと面談の上、本対応方針に則り、当社独立委員会の勧告・意見を最大限尊重しつつ、できるだけ速やかに、株主の皆様にご案内させていただくこととしておりました。

しかるところ、アジアインベストメントファンドが2021年8月20日に提出した大量保有報告書の変更報告書 No.8及び同月23日に提出した大量保有報告書の変更報告書 No.9によれば、アジアインベストメントファンドらは、同月12日に18,900株、同月13日に102,500株、同月16日に154,600株買い集めていることが判明いたしました。その結果、アジアインベストメントファンドらは、少なくとも同日時点において、株券等保有割合として38.64%に相当する当社株式を保有するに至ったと認識しております。

当社といたしましては、アジアインベストメントファンドらによる当社株式の買集めが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対していかなる影響を与えるのかについて検討するため、アジアインベストメントファンドらとの建設的な対話を進めるべく、2021年8月27日に面談の機会を予定していたところ

であります。このような状況下において、アジアインベストメントファンドらによる一方的な当社株式のさらなる追加取得が継続的になされていることについては、誠に遺憾であります。つきましては、当社は、本日、アジアインベストメントファンドらに対し、更なる当社株式の買付けを差し控えるとともに、8月27日に予定されております同社らとの面談時あるいはその前までに、少なくとも本対応方針に違反する態様での当社株式の買集めを行わないことを誓約する書面を提出いただく旨要請する書面を送付致しました（以下「2021年8月24日付書簡」といいます。）。2021年8月24日付書簡においては、当社は、仮に、予定されている面談時までにかかる誓約書をご提出いただけない場合、その他当社独立委員会が必要と考える場合には、本対応方針に則り、所定の対抗措置の発動を検討せざるを得ないと考えていることも併せて通知しております。2021年8月24日付書簡の内容は、別紙のとおりであります。

今後の当社としての対応につきまして、当社としては、2021年8月24日付書簡に対するアジアインベストメントファンドらの対応及びアジアインベストメントファンドらとの面談における協議内容に応じて、本対応方針に則り、当社独立委員会の勧告・意見を最大限尊重しつつ、できるだけ速やかに、株主の皆様にご案内させていただきます（なお、独立委員会の設置及び独立委員会の委員の選任については、2021年8月6日付「独立委員会の設置及び独立委員会委員の選任について」をご参照ください。）。

株主の皆様におかれましては、当社から開示される情報や当社の本追加取得等に関する考えをご確認いただきました上で、慎重なご対応をいただきますようお願い申し上げます。

以 上

2021年8月24日

アジアインベストメントファンド株式会社
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン 様
アジア開発キャピタル株式会社
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン 様

株式会社東京機械製作所
代表取締役社長 都 並 清 史



貴社らによる当社株式の追加取得について

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴社らによる2021年8月10日以降における当社株式の買い集めに関し、以下のとおりご連絡いたします。

当社が2021年8月6日に導入した大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）は、大規模な買付行為についての株主の皆様のご判断の必要不可欠な前提として、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供が行われること及び大規模買付者の提案内容等を当社取締役会が適切に評価・検討するための期間を確保することを目的として、大規模買付者に対して、大規模買付行為等に先立ち、意向表明書の提出、必要情報の提供などの手続を遵守することを求めています。本対応方針上、大規模買付者にあたる貴社らは、本対応方針導入後に新たに当社株式を取得する場合、かかる所定の手続を遵守することが求められています。

かかる状況下、アジアインベストメントファンドが2021年8月18日に提出した大量保有報告書の変更報告書 No. 7、同月20日に提出した大量保有報告書の変更報告書 No. 8 及び同月23日に提出した大量保有報告書の変更報告書 No. 9 によりますと、当社が本対応方針を導入した同月6日の翌日以降、貴社らは、当社株式を同月10日に18,000株、同月11日に48,300株、同月12日に18,900株、同月13日に102,500株、同月16日に154,600株買い集めておられるようです。当該追加取得の結果、貴社らは、少なくとも同日時点において、株券等保有割合として38.64%に相当する当社株式を保有するに至ったと認識しております。

しかしながら、貴社らは、当該追加取得に関して当社への連絡を行っておらず、当然、本対応方針に基づく意向表明書の提出も行われておりません。したがって、当該追加取得は、本対応方針上の手続を遵守することなく行われたものであり、当該追加取得に応じるか否かについて一般株主の皆様のご判断の機会を奪うものと言わざるを得ません。当社の支配権を取得した後の経営方針や経営体制等、企業価値・株主共同の利益に甚大な影響を及ぼしうる重要な情報開示が十分になされないまま、当社株式の追加取得が行われていることに強い懸念を有しております。

当社といたしましては、貴社らによる当社株式の買集めが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対していかなる影響を与えるのかについて検討するため、貴社らとの建設的な対話を進めるべく、8月27日（金）に面談の機会を予定していたところであります。このような状況下において、貴社らによる一方的な当社株式の追加取得が継続的になされていることについては、誠に遺憾であります。つき

ましては、更なる当社株式の買付けを差し控えるとともに、予定されております8月27日（金）の貴社らとの面談時あるいはその前までに、少なくとも本対応方針に違反する態様での当社株式の買集めを行わないことを誓約する書面を提出いただくことを要請致します。仮に、予定されている面談時までにかかる誓約書をご提出いただけない場合、その他当社独立委員会が必要と考える場合には、本対応方針に則り、所定の対抗措置の発動を検討せざるを得ないと考えておりますのでその旨ご承知おき下さい。

敬具